(公社) 鹿児島県トラック協会

## 経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について

## ◆重要◆建設業の許可を受けている事業者が対象です。

平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、<u>建設業の許可を受けている事業者が保有する</u>「営業用の大型ダンプ車のうち主として建設業の用途に使用する車両」が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象となったことに伴い、対象車両について車検証備考欄の表示番号の後に(建)表記が追記されることとなりました。ついては、その届出の方法及び取り扱いにつきまして通達がありましたのでお知らせします。

なお、3月中旬以降は混雑が予想されますので、早めの届出をしていただきますようお願いい たします。

ご不明な点等ありましたら、鹿児島運輸支局にお問合せ下さい。

- ○運輸支局等への申請について
  - いずれの場合も運輸支局等へお持ちいただく必要があります。
- ◆新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類…表示番号指定申請書(甲)、(乙)((乙)は車両毎)、建設業許可証の写し **車検証、自重計技術基準適合証** 

取り扱い…表示番号はマル営表記となる。営業用ダンプ車の車検証備考欄に(建)表記。

◆申請事項の変更を行う場合 (現に使用しているダンプ車に追記する場合)

必要書類…申請事項変更届出書(甲)、(乙)((乙)は車両毎)、車検証、建設業許可証の写し **自重計技術基準適合証** 

取り扱い…表示番号の変更は行わない。当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで(建)表記、 及び運輸支局等名小印を押印。

※表示番号指定申請書(甲)、(乙)、申請事項変更届出書(甲)、(乙)もホームページに公開しておりますのでご活用下さい。

○施 行

平成30年4月1日

## 【お問合せ】

九州運輸局 鹿児島運輸支局 輸送部門

TEL: 099-261-9192